

次のとおり公募に付する。

令和7年2月3日

公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団 理事長 平井 省三

1 公募に付する事項

令和8～10年度県南青少年の家給食業務委託 一式

2 応募要件に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 参加意思確認書の提出の日から契約結果の公表までの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (4) (3)に規定する期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (5) 現に、給食業務を営みかつ過去5年以内に元請けとして国、地方公共団体若しくは公的団体等から受注し、かつ、適正に履行した実績を有する者であること。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 岩手県内に営業拠点（本店、支店又は営業所等）を有する者であること。

3 業務の仕様書を交付する日時及び場所

(1) 交付日時

令和8年2月17日（火）9時から16時まで

(2) 交付場所

岩手県胆沢郡金ヶ崎町永沢下館49-1

岩手県立県南青少年の家（総務担当 阿部、竹森）

4 参加意思確認書の提出期限

(1) 提出期限

令和8年2月24日（火）16時必着

(2) 提出場所

〒029-4504 岩手県胆沢郡金ヶ崎町永沢下館49-1

岩手県立県南青少年の家（総務担当 阿部、竹森）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

(4) 参加意思確認書

別紙様式のとおり

5 契約予定人の選定方法

要件を満たす応募者が1者のときは、契約予定人として決定する。

6 応募要件の無効

要件を満たさない者及びその他公募の条件に違反した者の参加意思確認書は無効とする。

7 その他

(1) この公募は、随意契約による相手方を選定するために行う参加者の有無を確認する手続きである。

(2) 要件を満たす応募者が複数存在するときは、一般競争入札へ移行する。

なお、要件を満たす応募者は、一般競争入札の参加者とすることができます。

(3) 次のいずれかの場合は、契約候補者と個別に交渉し、契約予定人とすることができます。

ア 応募者に要件を満たす者がいないとき

イ 応募者がいないとき

(4) 当事業団は、令和8年度から10年度まで県南青少年の家の指定管理者の内定を受けて

いるところだが、岩手県議会2月定例会において当該指定議案が否決された場合は、公募

を取り消すこととし、その場合は別途告示する。